

平成27年3月20日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 原田 希 5番 寺崎 太彦 6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣 8番 吉富 隆 9番 碓 勝征 10番 大川 隆城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 副 課 長 福 島 敬 彦 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年3月20日 午前10時開会（開議）

- 日程第1 意見書案第1号 農業の接続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書（案）
- 日程第2 委員長報告第1号 予算特別委員会審査報告について
- 日程第3 討論・採決
- 日程第4 会期延長の件について

午前10時 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 意見書案第1号

○議長（大川隆城君）

日程第1. 意見書案第1号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○5番（寺崎太彦君）

皆様おはようございます。それでは、私から提案いたします。

意見書案第1号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 寺崎太彦

農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月20日 提出

農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書（案）

本町農業は、これまで農畜産物の生産振興と国民への安全・安心な農畜産物の安定供給に努めているが、昨今、こうした取り組みを脅かす農政上の重要課題が多数存在している。

一つ目はTPP交渉であり、大筋合意には至っていないものの、交渉内容の情報開示は行なわれないままであり、今後、急展開も予想され予断を許さない状況が続いている。

二つ目は水田農業政策であり、新たな農業・農村政策の実行元年において、米は民間在庫の過去最高水準到達見通しと、相対価格の過去最低水準への下落、さらには本県作柄の不作

基調等、再生産可能な所得の確保すら厳しい状況になっている。

三つ目は農協改革であり、政府は平成26年6月24日に改訂した農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農協制度の見直しを強く求めているが、その内容はこれまでJAが果たしてきている農業振興と地域振興の機能低下、さらには農業者への多大な影響が懸念される。

これらの情勢・課題を鑑み、本町の基幹産業である農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて、下記の事項を強く要望する。

記

1. TPP交渉

TPPの交渉分野は、農業生産はもとより、参加国の諸制度・仕組みを変え、食料・暮らし・いのちに大きな影響を与え、国民生活を一変させる危険があるにもかかわらず、政府は秘密保持契約を根拠に交渉内容に関する情報開示を行っていない。

将来に禍根を残さないためにも、政府は米国の圧力に屈することなく国会決議の実現に向け、不退転の決意をもって粘り強く交渉すること。

2. 水田農業政策

(1) 平成26年産米価格下落に伴う稲作経営に係る影響を十分精査のうえ、実効性のある当面の資金繰り対策を講じること。

(2) 米は国民の主食であり、食糧法の趣旨に沿って、主要食糧の需給と価格の安定を図り、担い手が経営展望を描けるよう、現行の対策の見直しや米価下落が与える影響を十分検証し、再生産が可能な所得を確保しうる中長期的な施策を早急に講じること。

3. 農協改革

(1) 総合事業によるJA事業の展開について

本町の農業振興と地域振興に寄与するために、JA組織の営農経済・信用（貯金・貸出等）・共済・生活福祉など多様な事業を合わせ行う総合事業によるサービスが有効不可欠であることから、一方的な事業方式・法人形態の転換等を強制しないこと。

(2) JAの准組合員の事業利用制限について

JAの准組合員は地域農業や地域経済の発展とともに支える農家組合員のパートナーである。我が国の「地方創生」を実現し、また、JAの地域インフラ機能を維持するため、JAの准組合員に対する事業利用制限を行わないこと。

(3) 「新たな中央会制度」の農協法上の位置づけの明確化について

JA中央会組織は、農業や地域の特性を踏まえたJAの事業・経営に係る課題解決や支援展開を目的に、代表機能、総合調整機能、経営相談、監査機能に事業の絞り込みを図った「新たな中央会」として見直すこととしたが、これらの機能を十分に発揮するために「新たな中央会制度」も引き続き農協法上の位置づけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
衆議院議長 町村 信孝 様
参議院議長 山崎 正昭 様
農林水産大臣 林 芳正 様

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第2 委員長報告第1号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 委員長報告、報告第1号 予算特別委員会審査報告について、これを議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算特別委員長（碓 勝征君）

おはようございます。私のほうから御報告申し上げます。

報告第1号

平成27年3月20日

予算特別委員会審査報告書

予算特別委員会

委員長 碓 勝 征

平成27年3月6日の本会議において、本委員会に付託された議案第20号 平成27年度上峰町一般会計予算について、3月9日、10日、11日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審議いたしました。

質疑終結のあと直ちに採決を行った結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の過程での主な意見及び要望は下記のとおりです。

記

総務課

- ・職員数については、類似団体と比較し適正な定員管理に努めること。
- ・町自衛隊父兄会への補助金増額を検討すること。

企画課

- ・ふるさと納税寄付金の申込件数が増えるようPR等に努めること。
- ・鎮西山の維持管理は一つの部署への集約を検討すること。

建設課

- ・住宅使用料の収納率向上に努めること。
- ・町営住宅の駐車場が不足しているので、対策を講じること。

産業課

- ・町民市の活性化策を講じること。

健康福祉課

- ・特定健診及び各種がん検診の受診率向上に努めること。
- ・あん摩施術費給付については、他市町の給付状況を勘案し拡充を検討すること。
- ・通学福祉バスの経路及び停留所については、利用者の利便性を考慮すること。

住民課

- ・ごみ減量化の周知に努めること。
- ・ごみ袋の有料広告掲載を検討すること。
- ・騒音等の相談事案に対処するため、簡易測定機器の導入を検討すること。
- ・子どもの医療費助成については、現物給付の対象を中学生までとするよう関係機関に要望すること。

教育課

- ・放課後児童健全育成事業の質の向上及び指導員の処遇改善に努めること。
- ・ICTを活用した教育を効果的なものとするため、指導者の育成に努めること。
- ・いじめ等の重大事案を未然に防ぐため、スクールカウンセラー等との連携を密にすること。
- ・小学校プールの夏休み期間中の開放を検討すること。
- ・小学校の校内パトロールの在り方を検討すること。

生涯学習課

- ・体育施設の月曜日の開館を検討すること。
- ・町民プールの駐車場確保を検討すること。
- ・少年スポーツクラブの活性化に努めること。

文化課

- ・文化財、遺物等については、町民の目に触れるよう展示すること。
- ・八藤遺跡（太古木）の保存事業を計画的に進めること。

以上で審査報告を申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ただいま碓勝征委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第20号 平成27年度上峰町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第3. 討論・採決。

議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 上峰町行政手続条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 上峰町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 上峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 上峰町歯と口腔の健康づくり推進条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 上峰町教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 上峰町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 上峰町先進的ICT利活用教育推進基金条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 町道路線の認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第15号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成27年度上峰町土地取得特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第27号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議がないようですので、議案第27号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第27号は同意することに決定いたしました。

議案第28号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第28号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議がないようですので、議案第28号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第28号は同意することに決定いたしました。

議案第29号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第29号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議がないようですので、議案第29号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第29号は同意することに決定いたしました。

議案第30号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第30号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議がないようですので、議案第30号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第30号は同意することに決定いたしました。

日程第4 会期延長の件について

○議長（大川隆城君）

日程第4. 会期延長の件。

会期延長の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会は本日までと議決をされていましたが、追加議案の都合によりまして、3月23日までの3日間、延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は3月23日までの3日間延長することに決定いたしました。

なお、3月23日の開議時間は午後2時からといたします。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時30分 散会